

高 速 第 9 2 号
令 和 8 年 1 月 7 日

公益社団法人青森県トラック協会

会 長 森 山 慶 一 様

青森県警察本部交通部
高速道路交通警察隊長
(公 印 省 略)

高速道路における臨時速度規制時の速度遵守の周知について(依頼)

厳寒の候 貴協会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当隊警察行政に対し、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、高速道路における交通事故処理や悪天候時等に設定される「時速50キロメートル臨時速度規制」につきましては、重大な交通事故の発生を未然に防止する目的のみならず、事故当事者や事故捜査に従事する警察官、さらには道路管理に当たる作業員等の安全確保のために極めて重要な措置であると認識しておりますが、一部のトラック等において規制速度を著しく超過する走行が見受けられるとの報告が、現場の隊員より寄せられております。

つきましては、貴協会加盟の事業者様及びドライバーの皆様に対し、高速道路における時速50キロメートル規制時の速度遵守について、改めて周知及び指導を行っていただけますと幸いです。

安全で円滑な交通環境の維持のため、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展を祈念いたしますとともに、本年も変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件担当: 高速道路交通警察隊

副隊長 高須

連絡先: 017-782-5231

